

大切な顧客を守るために欠かせない

民事信託契約書の基礎知識

2018年 4月9日 月



会場 TAP高田馬場

(JR山手線・西武新宿線「高田馬場」駅戸山口より徒歩約3分)

時間 13:30-16:30 (受付開始13:00)

受講料 25,000円 (資料代・税込み)

定員 60名様限定

各会員割引あり

講師紹介



講師

ほがらか信託株式会社 常務執行役員
弁護士法人中村綜合法律事務所
弁護士

金森 健一 氏

管理型信託会社「ほがらか信託株式会社」の設立・登録申請業務に従事した後、2013年8月より同社法務コンプライアンス部長、2015年9月より常務執行役員。民事・商事の各家族信託の設計・コンサルティング業務、信託業法等のコンプライアンス業務に従事する傍ら、一般向け及び団体・士業向けの信託セミナーで多数講演し信託及び士業による信託業務の普及にも努めている。信託法学会会員。著書として『信託法実務判例研究』(有斐閣。「詐欺信託」「受託者の公平義務」を担当)や、「管理型信託会社を受託者とする不動産管理処分信託」(信託フォーラム第3号)、「事業承継への弁護士会の取組みと信託の可能性」(共同執筆)(信託フォーラム第5号)などがある。

ごあんない

新聞やテレビにも紹介される機会が増えてきた信託、とくに民事信託や家族信託と呼ばれる信託ですが、それに伴い、民事信託契約書案の作成に携わるプレイヤーも増えてきました。従来の法制度では満たせないニーズに応えるために注目される民事信託ですが、残念なことにメリットや機能に目を奪われて、肝心の契約条項がそのニーズに応え切れていない、信託目的を達成できないリスクがあると思われるものが散見されます。このセミナーは、民事信託契約の必要な条項について、例示を挙げつつ、最低限気をつけるべき点についてご紹介するものです。

次の方に特にお勧めいたします。

- ・民事信託契約条項の起案を直接担当させる方(まだ日が浅い方)
- ・ご自身の顧問先や顧客に民事信託を提案し、他の士業につなぐ方
(税理士、金融機関、不動産業者、保険コンサルタント等、法律以外の分野で民事信託に注目されている方)
- ・民事信託契約書だけでなく、そもそも「契約」「契約書」についても知りたい方

講座内容

1 民事信託と契約書

- (1) 民事信託における信託契約書作成の位置づけ
- (2) 契約と契約書
- (3) 信託契約と信託契約書

2 民事信託の基本条項-考え方

- (1) 何をもって「基本条項」とするか
- (2) 信託契約書の機能
- (3) 基本条項として定めるべき事項

3 民事信託の基本条項-例文について検討する

- (1) 事例
- (2) 民事信託契約の基本条項と記載上の留意点
 - ① 信託の目的
 - ② 信託の設定
 - ③ 信託財産
 - ④ 信託期間
 - ⑤ 信託の変更
 - ⑥ 受託者の任務終了事由
 - ⑦ 後継受託者の指定
 - ⑧ 善管注意義務
 - ⑨ 第三者への委託
 - ⑩ 分別管理の方法
 - ⑪ 信託財産の管理方法
 - ⑫ 金銭の借入れと担保権の設定
 - ⑬ 受益権と受益者
 - ⑭ 委託者の権利
 - ⑮ 計算規定
 - ⑯ 受託者の報酬
 - ⑰ 信託の終了事由
 - ⑱ 清算手続

※例示です。一部変更される可能性もあります。

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。➡

TAP実務セミナー

検索

各会員割引 ※1 無 料 : 東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用
※2 20% off : TAP実務家クラブ会員、相続アドバイザー協議会認定会員



FAXでのお申し込みは >> FAX: 03-3208-6255

4月9日開催 『民事信託契約書の基礎知識』受講申込書

ご記入月日		平成 年 月 日	
ふりがな			
事務所名 または会社名			
事業所または 会社所在地 ご住所	〒		
ご連絡先	TEL 携帯電話など必ず連絡がつく先をご記入ください。	FAX	
ふりがな			
参加者名		E-mail	
業 種	☐ 弁護士 ☐ 税理士 ☐ 公認会計士 ☐ 司法書士 ☐ 不動産鑑定士 ☐ 行政書士 ☐ 社会保険労務士 ☐ 土地家屋調査士 ☐ 中小企業診断士 ☐ FP ☐ 金融機関 ☐ 証券 ☐ 保険 ☐ コンサルティング会社 ☐ 不動産業 ☐ 住宅・建設 ☐ その他 ()		認定区分に○印 AFP・CFP® 番号
☐ 東京定額制クラブ会員 ☐ 左記以外の会員 ☐ 一般 ☐ TAP実務セミナー利用券使用〔No. 〕			

- 本書・受講申込書をコピーし、必要事項をご記入の上、FAXにてお申込下さい。「受講申込書」が届きしだい参加者様宛に、折り返し「受付確認書」をFAX致します。
- お申し込み多数の場合は、事前に締め切らせて頂きますので予めご了承ください。

弊社は不動産鑑定のエキスパート集団です。セミナーの休憩中、終了後に不動産鑑定士による〔不動産概算評価・机上広大地判定（無料）〕のご相談をお受けいたします。
当日、実際の案件（資料）をお持ちいただければ、できる限り対応させていただきますので、受付スタッフまでお気軽にお申し付けください。
※当日中にご回答できない場合がございます。あらかじめご了承くださいませ。

〈TAP高田馬場〉

〔所在地〕

東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

〔交通アクセス〕

JR山手線高田馬場駅（戸山口）より徒歩約3分

西武新宿線高田馬場駅（戸山口）より徒歩約3分

東京メトロ東西線高田馬場駅（3番出口）より徒歩約6分

NPO法人 日本ファイナンシャルプランナーズ協会
法人賛助会員・継続教育認定単位研修機関

TAP 株式会社 東京アプレイザル

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

TEL.0120-02-8822 FAX.03-3208-6255 [担当: 藤江・柴田]

☎ <https://www.t-ap.jp> ✉ seminar@t-ap.jp

